

ハラスメントに関する相談件数等（平成30年度）

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項に基づき、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。
平成30年度の内容については、以下のとおりです。

(1) ハラスメントに関する相談件数

ハラスメントの種別	相談件数			備考
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計	
セクシュアル・ハラスメント	0件	0件	0件	
パワー・ハラスメント	2件	3件	5件	5件の内、内部相談窓口の1件については、相談者から市へ対応の求めがあり、該当者に対し職員課で指導を行いました。他4件については、対応の求めがありませんでした。
モラル・ハラスメント	0件	—	0件	外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありません。
マタニティ・ハラスメント	0件	0件	0件	
その他ハラスメント	0件	1件	1件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
その他（ハラスメントに含まれない問題）	0件	2件	2件	

(2) 狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
1回	平成31年1月23日 ※

※委員委嘱やハラスメント防止の取組全般に関する意見交換を行いました。（ハラスメントに関する苦情の調査審議はありませんでした。）

(3) 懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—